

ひとり親家庭等医療費支給制度の概要



この制度は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的として、対象家庭のこどもとその保護者の医療費（保険診療一部負担金）について支給するものです。

医療機関等で医療費を支払った場合は、申請に基づき市が医療費を支給します。

平成26年4月診療分からは、桶川市内の医療機関での診療で、1ヶ月の自己負担額が21,000円以下のものなど**一定の条件**に該当する場合は、医療費の窓口負担がなくなります。

対象者 市内に住所を有するひとり親家庭等の18歳年度末までの児童（一定の障害がある児童は、20歳の誕生日まで）と、その父、母、または養育者。

支給内容 医療保険制度による医療費及び他の法令による医療費の本人負担額。

- ※ 予防接種や健康診断など、保険外の診療は支給対象外です。
- ※ 入院の場合の入院時食事療養負担額も、支給対象外です。
- ※ 高額療養費及び附加給付の適用がある場合は、医療費から該当金額を差し引いてひとり親家庭等医療費を支給します。先に健康保険組合から給付の決定を受けてから、医療費の申請をしてください。 →高額療養費・附加給付の請求方法は、加入健康保険組合にお問い合わせください。
- ※ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付（学校・保育所活動中のこどもの傷病）に該当する場合は、支給対象外です。 →詳しくは、学校・保育所にご確認ください。

自己負担額 なし（平成24年1月受診分から廃止となりました。）

受診方法 医療機関で受診する際は、毎回必ず「健康保険証」と「ひとり親家庭等医療費受給者証」を提示してください。

窓口負担がなくなる条件 次のすべてに該当する場合は、窓口での医療費の負担がなくなります。

- ・ 受診時に、医療機関で健康保険証とひとり親家庭等医療費受給者証を提示
- ・ 平成26年4月1日以降に、桶川市内の医療機関を受診（一部対象外の医療機関があります。）
- ・ 一医療機関でのひと月の累計自己負担金額（保険適用分）が21,000円未満

※ 21,000円以上の医療費や、桶川市外の医療機関でかかった分、コルセットなどの治療用装具を作った場合、人工透析の調剤分などは、保険診療分でも窓口負担が発生します。

※ 予防接種・健康診断・容器代などの保険外の費用や、日本スポーツ振興センターの災害共済給付（学校保険）、交通事故などによる第三者行為に該当する場合は、ひとり親家庭等医療費の支給対象外となりますので、窓口負担が発生します。

窓口負担が発生する場合の申請方法

受診後、医療機関の窓口で医療費をお支払いいただき、次の①か②の方法で、ひとり親家庭等医療費支給申請書を提出してください。申請書の記載例は、裏面にございます。

① 桶川市、上尾市、北本市、伊奈町にある協定医療機関では、市役所に持参しなくても医療機関窓口で申請書を提出することができます。提出日の翌々月末に、医療費を振り込みます。

② その他の医療機関で診療を受けた場合は、氏名、保険点数等記入のある領収書を申請書の領収書欄にホッチキス等でとめて、次の提出先に提出してください（郵送可）。提出日の翌月末に、医療費を振り込みます。

提出先：市役所子ども未来課・駅西口連絡所（おけがわマイン4階）・子育て支援センター・桶川公民館
・桶川東公民館・川田谷公民館・加納公民館・坂田保育所・北保育所・鴨川保育所
・日出谷保育所（保育所は、通園されている家族の方の分に限りませう。）

※ 申請書は、月単位、医療機関単位、入院・外来別、医科・歯科別に作成してください。

※ 申請は、診療月の翌月以降の分を、診療日から5年以内に行ってください。

※ 郵送により申請することもできます。

届出事項 本人の住所や加入医療保険、振込口座等に変更があった場合は、①受給資格証 ②その他変更を証明するもの（保険証、通帳など）を持参し、必ず子ども未来課で変更手続を行ってください。

受給資格証返還 次の場合は、受給資格証を返還してください。

- ◆こどもが市外に転出するとき。
- ◆年齢が有効期限に達したとき。
- ◆その他、受給資格を喪失したとき。

桶川市役所 子ども未来課
〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号
TEL 048-786-3211(内線 2493・2494)